

# 高津発 日本改革

民主党川崎市議会議員団ニュース  
2008年6月号 No. 47

(高津事務所)  
〒213-0033 川崎市高津区下作延2-8-57 エスビル4階  
(溝口駅南口側下車徒歩2分 高津区役所隣り)  
電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489  
(民主党川崎市議会議員団 控室)  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第2庁舎  
電話 044-200-3355 FAX 044-245-4135  
http://www.horizoe.com E-mail:horiken@horizoe.com

民主党川崎市議会議員団 ほりぞえ健事務所

## 「住民投票条例」が成立しました。

川崎市議会議員 <sup>けん</sup>ほりぞえ健

(事務局)

本日の本会議で、「川崎市住民投票条例」が成立しましたね。

(堀添)

はい。議案が付託された総務委員会では、2日間にわたっての審査となりました。私は別の常任委員会に所属していますので、委員外議員という形で傍聴しました。

(事務局)

この住民投票条例を、どのように評価していますか。

(堀添)

私は、これからの地方自治制度にとって、「住民投票制度」は欠くことのできない重要な仕組みであると考えています。その上で、まずはじめに言うておかなければならないことは、今回成立した「川崎市住民投票条例」は、いくつかの課題はあるものの、紛れもなく住民投票を実施するための条例であると、私は評価していることです。

(事務局)

「住民投票条例」が住民投票を実施するための条例であるということは、当たり前のように感じますが？

(堀添)

名称は「住民投票条例」ですが、その中身は、事実上住民投票を行うことができない仕組みとなっている、という指摘をされている市民の方々も、決して少なくはなかったです。

(事務局)

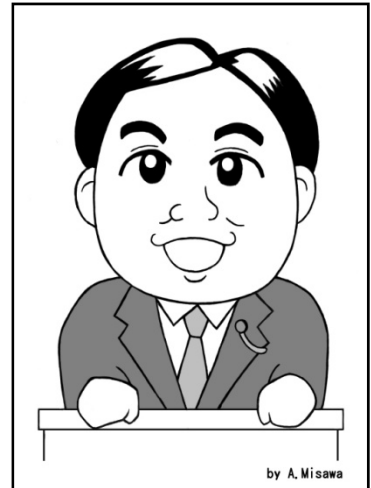
どういことでしょうか？

(堀添)

ポイントは3点あると思います。まず1点目は、住民投票の対象となる課題が、非常に限定的になるのではないかと、という危惧です。住民投票の対象が「市政に関わる重要事項」である、ということについては異論はなかったのですが、それに加えて、「市民や市民間、議会や市長の間に重大な意見の相違がある」とともに、「基本的には、議会や市長がまだ意思決定をしていないこと」という条件も付いています。

つまり、「重大な意見の相違があつて、なおかつ、意思決定がされていない」という状況は、タイミング的にもかなり限定されてしまうのではないかと、という指摘です。確かに、もし意図的に住民投票の実施を阻もうとすれば、この条件を狭く解釈することで、恣意的な条例運用が可能となる余地は残っていると思います。

(次ページに続く)



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 2007年4月、同2期目当選。
- まちづくり委員会所属。
- ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟 共同代表
- 民主党県連 政策調査会事務局長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(高校3年)の3人家族



(事務局)

2点目のポイントはなにでしょうか？

(堀添)

住民発議、つまり住民が「住民投票を実施しよう」と発議するための条件が、とても厳しいのではないかと、という点です。

今回の条例では、住民発議を行うためには、投票有資格者の1/10以上の署名を、2ヶ月以内に収集しなければなりません。また、仮に収集できたとしても、議員の2/3以上が反対した場合には、住民投票を実施しなくても良い、という規定となっています。

(事務局)

約11万名の署名を集められたとしても、住民投票が実施されない可能性もあるのですね。

(堀添)

そうです。ただし、議員の2/3以上が反対、という条項に関しては、仮にそうした選択を議会がした場合、市民からは政治的に厳しい批判を受けることを覚悟しなければなりませんし、説明責任も問われることとなります。ですから、よほどの状況でなければ、この条項は行使できないと思います。

また、さらに言えば、議会には条例の制定・改廃権もありますから、たとえこうした条項がなかったとしても、本当に実施を阻もうとすれば、それは可能であるというのが、地方自治制度の現状ともいえます。

(事務局)

3点目のポイントはなにでしょうか？

(堀添)

住民投票の実施は、原則として、選挙の投票日と同日にする、という点です。そのため、タイミングによっては、住民投票が発議されてから投票までに、2年以上も間が開いてしまう可能性があります。また、同時に行われる選挙への影響を避けるため――つまり、住民投票運動を装って選挙活動が行われることを防止するために――選挙期間中は住民投票運動を禁止するという規定も含まれています。住民投票の直前期間は住民投票運動ができないということは、有権者が適正な判断を下すという意味でもどうなんだろうかと、ということだと思います。

ただし、私は選挙と同時に実施することについては、マイナスには捉えていません。選挙と同時に行うことで、両方の投票率がアップすることは間違いありませんし、選挙期間中も候補者は住民投票にかかる事項に関して、賛否の意見を表明することになるでしょうから、実際には住民投票運動が選挙期間中も継続し

て行われることになるのではないかと思います。

タイミングに関しても、選挙の投票日は事前にわかるのですから、逆算して住民投票の発議を行うこともできるのではないのでしょうか。また、緊急性を要する課題であれば、単独実施にかけることも可能となっています。

費用面でも、単独実施では3億円かかるものが、1億円以下となりますので、このことは結果的に発議に対するハードルを下げることにもつながると思います。

(事務局)

そうは言っても、3点のポイントを聞いただけでも、もう少し使い勝手の良い条例にできたのではないかと、という気もしますが。

(堀添)

そうかもしれません。しかし、継続審査となれば、川崎市では将来的にも住民投票制度がつけられない、という結果につながったかもしれません。全国的に見ても、住民投票制度のある地方自治体は、ごく一部に留まっています。住民投票制度のあるところは、いずれも、首長または議会が、強いリーダーシップを発揮できているところです。本市において、住民投票条例が成立にこぎつけたのも、阿部市長が初当選したときから公約の柱として掲げていたこと――それでも6年の歳月がかかりましたが――抜きには考えられません。政治家のリーダーシップなしに、職員の中からボトムアップ的に住民投票制度が実現した例を、少なくとも私は知りません。また、総務委員会の議事録を丁寧に読んでいただければ、そもそも議会全体が住民投票制度自体に賛成である、というわけではないことも読み取っていただけるのではないかと思います。

(事務局)

政治的な選択、ということでしょうか？

(堀添)

そうです。良い意味で、極めて政治的な選択を求められたのだと思います。

問題は、制度を使うことです。政令市や都道府県では、いまだ一度も住民投票が実施されていません。私たちはマニフェストの中で、地下鉄推進にあたって住民投票の実施を掲げましたが、この実現を含め、住民投票制度を使うための工夫と努力が、今こそ必要だと思います。そして、万一、それが阻まれるようなら、その時こそ制度改正を行わなければなりません。

(事務局)

ありがとうございました。(2008年6月19日)

# いよいよ津田山駅にもエレベーターがきます！

平成22年度までに

|             | 1日あたりの<br>利用者数<br>(平成18年度) | エレベーター<br>の<br>設置予定 |
|-------------|----------------------------|---------------------|
| 川崎駅         | 349,300人/日                 | H22までに設置            |
| 尻手駅         | 22,776人/日                  | H22までに設置            |
| 鹿島田駅        | 33,886人/日                  | 設置済                 |
| 平間駅         | 28,308人/日                  | H22までに設置            |
| 向河原駅        | 29,120人/日                  | H20に設置              |
| 武蔵小杉駅       | 145,692人/日                 | 設置済                 |
| 武蔵中原駅       | 62,024人/日                  | 設置済                 |
| 武蔵新城駅       | 59,250人/日                  | 設置済                 |
| 武蔵溝ノ口駅      | 141,408人/日                 | 設置済                 |
| <b>津田山駅</b> | <b>7,336人/日</b>            | <b>H22までに設置</b>     |
| 久地駅         | 25,872人/日                  | 設置済                 |
| 宿河原駅        | 14,346人/日                  | H20に設置              |
| 登戸駅         | 137,164人/日                 | 設置済                 |
| 中野島駅        | 27,678人/日                  | H22までに設置            |
| 稲田堤駅        | 40,094人/日                  | H22までに設置            |

※平成21年度と平成22年度に3駅ずつ設置の見込みです。設置順は、本年末までに決まる予定ですので、決まりましたら再度ご報告します。

# 第31回 「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともっと変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開いています。

毎月、その時々にあったテーマを設定し、開催しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

第31回 6月27日(金) 午後7時～ 高津市民館  
「平和無防備都市条例」

～直接請求による条例制定について



日時：2008年6月27日(金)  
午後7時から8時半まで。

場所：高津市民館 第5会議室

溝の口駅前マルイファミリー  
溝口1-6-10 044-812-1090



住民の直接請求により、「平和無防備都市条例」を審議する臨時議会が7月下旬に開催される予定です。「平和無防備都市条例」について、そして直接請求について議論を行います。

## 「川崎市政に参加する会」に参加して

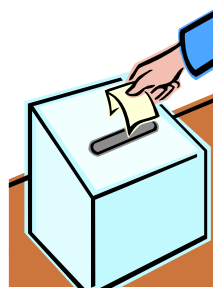
2008年5月8日開催  
「川崎市住民投票条例について」

最初に川崎市が出した「住民投票制度(素案)」について、堀添さんからわかり易く説明してもらいました。その後、参加者同士で真剣な議論が行われました。「地下鉄の問題で是非住民投票をやってほしい」「2ヶ月間で約11万人も集めるというのはハードルが高すぎるのではないか」「署名を行う前に、住民投票にふさわしい案件であるかどうかを市長が判断するというのは変えた方がいいのではないか」「永住者にも投票権を与えるというのは地域への参加意識をもってもらうきっかけになっていいのでは」「住民投票はやってみる価値がある。ただ投票権は外国人に対する地方参政権ができてからでもいいのでは」「住民投票が行

われる時は、多くの人が参加して意見交換できる場を提供してほしい」等。

みんな住民投票条例ができるのは歓迎するということは一致した上で、どうしたらよりよいものにしていけるのかということから活発な論議ができたと思います。最後に、住民投票条例を早くつくって、使いながらよりいいものにしていこうということでも終わりました。(K. M メーカー勤務)

次回の「参加する会」は6月27日です。



## 政治資金ご寄附のお願い

地元から日本改革を実現するために、ご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

## 「ほりぞえ健後援会」宛

郵便振替：高津郵便局 口座00270-1-24169  
銀行振替：川崎信用金庫 高津支店 普通0796294

先月、事務所の隣にある高津区役所で、署名活動が行われていた。聞くと、署名活動が、他の区役所でも行われていたとのこと。署名は「平和無防備都市条例」の制定を市議会に直接請求するもので、署名期間中に約三万名が集まったそうだ。▼「直接請求」とは、地方自治法に定められている制度で、住民が条例の制定等を直接市議会に求めるものだ。有権者の五十分の一以上の署名(川崎市では約二万二千名)を一ヶ月以内に集めることが成立要件となる。署名収集を受けて、臨時議会が七月下旬に開催されることである。▼条例案の要は「無防備地域宣言」である。これはジュネーブ条約に定められており、戦闘員の退去や敵対行動の停止等の条件を満たした上で宣言すると、敵対する紛争当事国はその地域への武力攻撃を禁止されるといふものである。たとえば、日本が戦場となつた時に、川崎市内から自衛隊を撤退させ、一切の敵対行動を行わない上、「無防備地域宣言」を行えば、国際法により、交戦国は川崎市に対する武力攻撃を禁止されることになる。▼「他方、無防備地域宣言」については、反対する声も多い。言うまでもなく、「無防備地域宣言」は日本が武力紛争の当事者になることを前提としており、いわゆる有事法制の一環である、という批判がある。また、どういふ理由で武力紛争になったかが重要であり、仮にナチス・ドイツのような独裁的な勢力や虐殺行為を行う国が侵略してきたものであれば、あらゆる手段を使ってでも抵抗することが、人類社会に対して責務である、という意見もある。▼「事務局長」の直接請求である。間もなく議論が期待したい。